東愛知新聞（5/27掲載）

# 携帯電話、学校に持ち込まない

## 豊橋市 利用ガイドライン作成

### 小中学生と保護者に配布

豊橋市は小・中学生と保護者に対し、携帯電話やスマートフォン（多機能携帯電話）、ゲーム機などの利用ガイドラインを作成した。6月上旬から市内の全52小学校の4年生以上と、市立の全22中学校生徒、計2万2751人を対象に、名刺サイズのカード「使い方の約束」を配るほか、全学年の保護者に対し、利用ガイドラインも配布する。（飯塚雪）

児童らに配布される〝使い方の約束〟を持つ佐藤裕彦会長＝豊橋市役所で

### ゲーム機の注意も盛り込む

無料通話アプリを使った仲間はずれや、深夜まで利用し、寝不足による学業への悪影響など、トラブルが起きていたことから利用上のガイドラインを作成した。

ガイドラインはPTA連絡協議会や校長会、教育委員会が作成。カードには友達との連絡は夜9時まで、学校には持って行かないなど全7項目を設けた。保護者向けのガイドラインでは「夜間は保護者が機器を預かるのも効果的」などアドバイスを入れ、各家庭環境に合った利用を促している。

また、小学校低学年の児童の保護者からゲーム機の通信機能を使ったいじめも報告されたため、ゲーム機利用の注意を盛り込んだ。

同協議会の佐藤裕彦会長は「学校が主体となって行ってきた安全利用は親も責任を持って行うべき。PTAとして啓発活動に力を入れたい」と話した。

現在東三河では新城と田原の両市が小中学生向けのガイドラインを作っている。

豊橋市小中学校教員組合が発行した、2013（平成25）年度教育白書「豊橋の教育をすすめるために」によると、小学3年生で23・9％、同6年生で35・8％、中学3年生で53％が自分の携帯を使用しているという。

「利用ガイドライン」と「使い方の約束　カード」は、豊橋市より6月上旬に本校に届くことになっています。

本校では前芝小学校とともに、6月8日（日）の「前芝校区青少年健全育成会」で、説明の上、配付する予定です。